



転出届をされた方へ

届出日 令和 年 月 日

※下記の項目に該当される方は、お手続きが必要です。お手続きの際には、**印鑑をお持ちください。**

※新しい住所地に引越しをされましたら、**住み始めた日から14日以内に、新住所地の市区町村役場で転入届を行ってください。**

お手続きの際には、**本日お渡しした『転出証明書』と本人確認ができる書類、印鑑をお持ちください。**

（マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方は、転出証明書はありません。マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちください。）

※転出届出後に転出先が変わった場合でも、すでにお渡し済みの「転出証明書」を持って、新しい住所地の市区町村役場で転入届を行ってください。差し替えの必要はありません。

項 目	手 続 内 容	担当課	新 住 所 地
印 鑑 登 録	印鑑登録は転出日で消除されますので、印鑑登録証(たんなんカード)をお返してください。	住民環境課 34-8708	必要な場合は登録手続き
住民基本台帳カード マイナンバーカード	住民基本台帳カードやマイナンバーカードは、転入先でも引き続き利用します。		継続利用のお手続き
マイナンバー 「通知カード」	令和2年5月25日以降、通知カードに新住所を裏書きすることはできません。		マイナンバーカードの申請をお勧めします。
国民健康保険 (退職者医療・高齢受給者証)	転出(予定)日の翌日をもって越前町の保険証は使用できなくなります。 該当される方は、国民健康保険証と高齢受給者証をお返してください。	健康保険課 34-8710	保険証発行のお手続き
後期高齢者医療保険	75歳以上の方は、後期高齢者医療被保険者証をお返してください。 県外転出の方は「負担区分等証明書」をお渡ししますので、転出先へお持ちください。		保険証発行のお手続き
国民年金	国民年金の納付書は引き続きお使いください。		新住所地でお尋ねください
介護保険	65歳以上の方は、介護保険被保険者証をお返してください。 要介護認定を受けている人は、「受給資格者証明書」をお渡ししますので、転出先へお持ちください。	介護福祉課 34-8715	介護認定のお手続き
緊急通報装置	撤去作業日を決める必要がありますので、該当される方は、お申し出ください。		新住所地でお尋ねください

(裏面もご覧ください)

項 目	手 続 内 容	担当課	新住所地
児 童 手 当	該当される方は、消滅届を提出してください。	子ども未来課 34-8725	申 請 の お 手 続 き
児 童 扶 養 手 当	該当される方は、住所変更の手続きをしてください。		住 所 変 更 の お 手 続 き
子 ども 医 療 母 子 家 庭 等 医 療	医療費受給資格証をお持ちの方は、お返しください。		申 請 の お 手 続 き
保 育 所 (園)	該当される方は、保育所(園)に退所届を提出してください。		申 請 の お 手 続 き
母 子 健 康 手 帳 予 防 接 種 ・ 健 診 予 診 票	母子健康手帳は引き続きお使いください。 予防接種予診票や妊婦健診受診票はお返しください。	子育て世代 包括支援センター 34-8821	申 請 の お 手 続 き
障 害 者 手 帳 など	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 福祉手帳をお持ちの方は、お返しください。	障がい生活課 34-8723	住 所 変 更 の お 手 続 き
特 別 児 童 扶 養 手 当	該当される方は、住所変更の手続きをしてください。		住 所 変 更 の お 手 続 き
重 度 心 身 障 害 者 (児) 等 医 療	医療費受給資格証をお持ちの方は、お返しください。		申 請 の お 手 続 き
自 立 支 援 医 療 (精 神 通 院 医 療)	お手続きは、不要です。		住 所 変 更 の お 手 続 き
自 立 支 援 医 療 (更 正 医 療 ・ 育 成 医 療)	自立支援医療受給者証をお持ちの方は、お返しください。		申 請 の お 手 続 き
各 種 福 祉 手 当	該当される方は、資格喪失の届出をしてください。		申 請 の お 手 続 き
福 祉 タ ク シ ー 券	福祉タクシー券をお持ちの方は、お返しください。		新 住 所 地 で お 尋 ね ください
越前町ナンバーの原動機付 自 転 車 (1 2 5 c c 以 下) な ど	該当される方は、ナンバープレートをお返しください。	税務課 34-8709	申 請 の お 手 続 き
小 中 学 校 の 転 校	該当される方は、学校で在学証明書と教科書 給与証明書をお受けとりください。 区域外就学を希望される人は、学校教育課で 手続きをしてください。	学校教育課 34-8716	転 校 の お 手 続 き
空 き 家	空き家を有効利用したい場合は、空き家情報 バンクへの登録をお勧めします。 解体する場合は、老朽度に応じて解体費用の 一部を補助します。	定住促進課 34-8727	—
町 営 住 宅	該当される方は、転出届の前に退去手続きを してください。		
上 下 水 道	上下水道を使用しない場合は、異動届をご提出 ください。	上下水道課 34-8707	申 請 の お 手 続 き